

平成29年度答申第40号  
平成30年2月20日

諮問番号 平成29年度諮問第41号（平成30年1月10日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求に係る処分は十分な理由提示がされていない点において取り消されるべきであるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

(1) 故Pは、大正6年a月b日、A地に生まれ、昭和16年10月26日に陸軍に召集された後、昭和17年9月2日にB地において戦死した者であり、死亡時の本籍はC地であった。

戸籍の記載によれば、審査請求人（昭和16年c月d日生まれ）は、故Pの兄である故Qの子であって、故Pの姪に当たる者である。審査請求人は、昭和16年6月5日、故Pの兄故Rの妻であるSの養子となり、故P死亡時の本籍はA地であった。

（除籍謄本（P、Q、T）、陸軍兵籍）

(2) 故Pに係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づく特別弔慰金は、前回の第8回については、故Pの姉である故Uが可決裁定を受けた。なお、故

Uは平成24年9月3日に死亡した。

(審査請求書、特別弔慰金請求書、除籍全部事項証明書(U))

- (3) 審査請求人は、平成27年8月14日、D知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金(第10回)の請求(以下「本件請求」という。)をした。

(特別弔慰金請求書)

- (4) 処分庁は、平成28年10月25日、審査請求人の本件請求を却下する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)の却下通知書(同年11月2日付け。以下「本件却下通知書」という。)を、Eに送付し、Eは、同年10月26日にこれを受領し、同年11月14日に更にこれをF市に送付し、F市は、同月15日にこれを受領し、普通郵便で審査請求人に送付した。なお、審査請求人が本件却下通知書を受領した正確な日付は明らかではない。

本件却下通知書の「却下理由」欄には、「請求者X様は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する戦没者の遺族に該当しないため、特別弔慰金を受ける権利を有しません」と記載されている。

(却下通知書、諮問説明書)

- (5) 審査請求人は、平成29年1月27日、審査庁に対し、審査請求をした。

(審査請求書、諮問説明書)

- (6) 審査庁は、平成30年1月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

- (7) 審査請求人は、平成30年2月13日、当審査会に対し、主張書面及び資料を提出した。

(審査請求書補充書及び添付資料一式)

## 2 本件審査請求の要旨

- (1) 故PはV家の三男として生まれたが、大正8年8月18日に親戚のWが死亡し、Y家に1人もいなくなったため、Y家を絶やさないう、大正14年9月8日に8歳で選定家督相続をした。後に跡を継いだ故Uの話によると、家督相続とはいえ家屋敷があるわけではなく、士族の身分と家名を継ぐのが目的で、あるのは墓のみという状態だったそうだ。実父の故Tは大正13年に亡くなり、故Pが幼少のため、実母の故Zが親権者として養育していた。実母Zが大正15年に亡くなったため、V家の家督を相続した長男の故RによりV家において引き続き養育された。故Rが昭和13年6月5日に戦死し

た後も、故PはV家の戸主となったSの生計を故Uと共に支えて、V家で生計を共にしていたが、そんな中でV家から戦地に赴き、昭和17年9月2日に戦死した。

- (2) 他方、審査請求人は、昭和16年c月d日にV家の二男である故QとMの長女として生まれ、V家の長男の故Rが子供をもうけずに戦死し、V家に跡取りがないことから、昭和16年6月5日に戸主であるSの養子となり、養母であるSの再婚に伴い、昭和24年9月27日に故Uの養子になった。

故Uは、11歳で父を、14歳で母を亡くしたので、家督を相続した兄の故RによってG高等女学校を卒業させてもらった。19歳(数え年)でH地に渡り、ビアホールの経理の職を得てからは、実家に仕送りをしており、故Rが出征した後は、Sに仕送りを続けていた。故Rが戦死した後のSの生活は、V家の本籍地も人手に渡っていて厳しい状況で、故Uの仕送りと故Pに頼らざるを得なかった。

このように、審査請求人は、昭和16年6月5日にV家の戸主であるSの養子となり、少なくとも2年前後は故Uの仕送りを受けながらSの下で養育をされていた。

- (3) 処分庁は、昭和42年に引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)に基づく特別交付金(以下「引揚者等特別交付金」という。)が請求された際の資料を根拠として、審査請求人が生後2か月頃に同人を故UがH地に連れて行ったと主張する。

しかし、上記引揚者等特別交付金について、故Uから「自分が受け取って良いか」との電話を受けた審査請求人は、自分が今生きていられるのは、故Uが苦勞してH地から連れて帰ってきてくれたおかげだと思い、故Uの申出を快諾したが、請求は審査請求人名義の申立書の作成も含めて故Uが行い、その内容については知らされておらず、この手続において審査請求人がH地に連れて行かれたのが昭和16年7月と申し出ていることは今回の弁明書で初めて知ったものである。

むしろ、①審査請求人を養子にしたSに対して故Uが仕送りをしていたと聞いているが、実質1か月足らずの期間では仕送りという言葉は使わないと思われること、②厳寒の地であるH地では生後2か月では育てることが難しいし、H地までの長旅に耐えられるか疑問であること、③故Uが生後2か月の審査請求人を連れて行ったとしたら、仕事ができず皆の生活が成り立たないこと、④後に養子となったNがH地に渡ったのが2歳頃であ

ることを考えると、審査請求人は、少なくとも2歳前後までSの養育の下にあったものとする。そして、審査請求人が7歳でH地から引き揚げる際の引揚者名簿の在留年数の欄に「5」と記載されていることは、これを裏付けるものである（平成30年2月13日に当審査会に提出した「審査請求書補充書」と題する書面参照）。

- (4) 以上のとおり、故Pは、生まれてからずっと実家のV家で生活しており、審査請求人は、昭和16年6月5日にV家戸主であるSの養子になってから故Pが戦死する昭和17年9月2日までの間、V家において暮らしていたものであるから、審査請求人は故Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有している。
- (5) また、仮に故Uが生後2か月で審査請求人をSの下から引き取っていたとしても、Sの生活は故Uが仕送りをして支えていたことから、審査請求人と故Pの生計は同一と考えるべきである。
- (6) よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断等

### 1 審理員意見書における審理員の判断

- (1) 故Pは、V家の三男として大正6年a月b日に生まれてからずっとV家で生活し、SがV家の戸主となった後も、V家で生計を共にしていた。昭和16年10月26日に臨時召集され、V家より昭和17年3月4日に戦地に赴き、同年9月2日に戦死した。
- (2) 審査請求人は、昭和16年c月d日に故QとMの長女として生まれ、同年6月5日にSの養子となった。故Uと同居するため、同月30日にI港を出港し、同年7月2日にH地に居住した。なお、審査請求人は、審査請求人がH地に連れて行かれたのが同月ではなく、それより2年後であると反論を述べているが、当該主張の根拠となる資料を提出していない。審査請求人と故Pとの間に生計関係を認め得る期間は、審査請求人がSの養子となった同年6月5日から審査請求人がH地に居住する前の同年7月1日までとなる。
- (3) したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」とは認められないから、特別弔慰金を受ける権利を有しない。よって、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

### 2 諮問に係る審査庁の判断

- (1) 故Pが家督相続した土地家屋が他人名義になっていたことは、故Pが家督相続した土地に住んでいなかったことを示すのみにとどまり、故Pが出征前にV家で生活していたことを裏付ける資料とはならない。また、昭和3年にV家の戸主である故RではなくLが故Pの親権者に就任していること、留守家族がV家ではない故Qとなっていることを踏まえると、故Pが出征までV家において生活していたとはいえない。その他、処分庁及び審査請求人から提出された資料からは、故Pの出征前の生活実態、拠点、同居者等を明らかにできない。
- (2) 審査請求人は、戸籍の記載から、故Pの死亡当時において、V家において養母であるSに養育されていたことが一般的には推測される。しかしながら、本件については、Dに保管されている資料によれば、審査請求人がH地に渡航しH地から引き揚げた記録がある一方、そこには養母であるSや実父母である故QやMのH地への渡航及び引揚げに関する記録がないことから、戸籍の記載のみをもって、故Pの死亡当時、審査請求人が養母であるSに養育されたと判断することはできない。

また、故Uは、昭和42年11月22日付けで、引揚者等特別交付金の請求を審査請求人の分も含めて行っているが、これについて、審査請求人の名義で作成した同日付けの「引揚者の外地における居住の状況・引揚げの状況等に関する申立書」（以下「本件居住及び引揚げ状況等申立書」という。）において、審査請求人は昭和16年6月30日にI港を出発してH地に渡航したことを申し立てている。さらに、審査請求人は、本件審査請求において、このH地への渡航の時期に疑問を呈し、反論書において、H地への渡航前2歳前後までは国内でSに養育されていたと考える旨を述べているが、いつまで国内でSに養育されていたかを示すような本件居住及び引揚げ状況等申立書に記載の事実を覆す資料の提出はない。後に故Uの養子となったNが2歳頃にH地に渡航したことを根拠とする申立てであるが、NのH地への渡航時期を特定できる資料の提出もなく、これによって審査請求人も2歳頃にH地に渡航したという主張を裏付けることはできない。審査請求人は、生後2か月でH地に渡航したと聞いたことはないし、乳児が長旅に耐えられるか疑問であるなどの理由により、2歳前後までSの養育の下にあったとも主張するが、故Uの長男Oは昭和22年e月f日にH地で出生し、故Uの帰国は本件居住及び引揚げ状況等申立書の記載によれば、同年7月15日にJ港上陸となっていることから、Oも故Uと一緒に帰国したものと考えられ、そうする

と、帰国時点で出生後2か月未満であることから、生後2か月でのH地への渡航を否定する理由にはならない。

- (3) 以上のことから、故Pが出征前にV家において生活していたことは確認できず、審査請求人も故Pの死亡当時、どこで誰によって養育されていたのかについて、戸籍をはじめ様々な資料から調査しても明らかにすることが困難であるため、V家においてS、故U及び故Pにより養育されていたことを判断することはできない。また、審査請求人は故Pの死亡当時1歳であり、事情を承知していると思われる故U等も既に死亡している本件において、これ以上事実を明らかにすることは困難である。

したがって、審査請求人と故Pとの間に1年以上の生計関係があったことを積極的に示す資料はないことから、審査請求人と故Pとの間の生計関係を認めることはできない。

よって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、これを却下した原処分は適正であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきものと考ええる。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるK<sub>1</sub>（以下「審理員K<sub>1</sub>」という。）、同室総括審理専門官であるK<sub>2</sub>及び同室企画調整専門官であるK<sub>3</sub>（以下「審理員K<sub>3</sub>」という。）を指名し、うち審理員K<sub>1</sub>を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年3月10日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。また、審査請求人は、同年7月18日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 審査請求人は、平成29年7月28日付けで、審理員に対し、提出書類等閲覧等請求書を提出した。審理員は、同年8月4日付けで、審査請求人に対し、写しの交付を決定する通知をし、審査請求人は同月8日付けで提出書類等謄写手数料納付書を提出した。審理員は、同月14日付けで、審査請求人に対し、写しの交付をした。

エ 審理員K<sub>3</sub>は、平成29年10月23日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出す

る予定時期が同月30日である旨を通知した。

オ 審理員K<sub>1</sub>は、平成29年10月30日付けで、審査庁に対し、「審理員 K<sub>1</sub>」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員K<sub>3</sub>は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（F市長）：平成27年8月14日

（E知事）：同年9月30日

（処分庁）：同年12月25日

本件却下処分：平成28年11月（本件却下通知書が審査請求人に交付された日は記録上明らかではない。）

本件審査請求：平成29年1月23日（処分庁受付日）

：同月27日（審査庁受付日）

審理員意見書提出：同年10月30日（審査庁受付日から39週間）

諮問書提出：平成30年1月10日（審査庁受付日から49週間）

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員K<sub>1</sub>」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員K<sub>2</sub>及び審理員K<sub>3</sub>との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、本件の審理手続における問題点については後記3において記述するが、その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件請求手続における問題点

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号）2条2項は「裁定機関は、請求者が特別弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第3号による特別弔慰金却下通知書を請求者に交付しなければならない」と規定し、同様式においては「却下理由」を記載する欄が設けられているが、行政手続法（平成5年法律第88号）が、行政庁が申請拒否処分をする場合、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとし（8条1項）、処分を書面とするときは、その理由を書面で示さなければならない（同条2項）と定める趣旨が、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確

保、当事者の不服申立ての便宜などにあることに鑑みれば、特別弔慰金の裁定機関が当該請求は支給要件を満たしていないので却下すべきであると判断した場合における特別弔慰金却下通知書の「却下理由」欄の記載については、少なくとも特別弔慰金支給法に規定する要件のうちいずれの要件を満たさないと判断したのかを請求者が却下通知書の記載自体から理解できる程度に具体的に示して行う必要があるというべきである。

しかしながら、本件却下通知書の記載は、上記第1の1(4)のとおり、「請求者X様は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する戦没者の遺族に該当しないため、特別弔慰金を受ける権利を有しません」というものであって、審査請求人の行った本件請求に対し、単に、請求者（審査請求人）が「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定する特別弔慰金支給法3条の対象にはならない、という結論のみを、同条の文言に沿って示すにとどまっている。そのため、この記載によっては、処分庁において要件を欠くと判断した具体的理由はもちろん、そもそも特別弔慰金支給の対象となるための複数の要件のうちいずれの要件を満たしていないと判断したのかさえも知ることができないというべきである。

そして、本件に現れた記録による限り、処分庁が審査請求人にこれらの点を明らかにしたのは、審査請求手続に入った後の平成29年3月10日付けの弁明書において、「審査請求人は、戦没者の兄の子であり、3親等の姪であることは、審査請求人主張のとおりである。」とした上で、①Dが保管する引揚者等特別交付金の請求に関する記録によれば、審査請求人は、本件居住及び引揚げ状況等申立書において、昭和16年7月2日からH地に居住した旨自ら申し立てていること、②この住所は、養母である故Uと同じであること、③審査請求人は、戦後になって故Uと全く同じ行程で引き揚げていることの各事実が認められたことの3点を指摘して、審査請求人が戦没者の3親等の親族であっても、戦没者の死亡の日まで引き続き1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことは認められないから、特別弔慰金の請求の要件を満たしていない、と判断したことを主張したのが最初であったものと認められる。

しかし、前述したとおり、処分庁の却下の理由が上記のようなものであるのであれば、本件却下通知書の理由記載欄に、少なくとも、「故Pの死亡当時まで引き続き1年以上同人と生計関係を有していたものと認められない」旨の判断理由を明確に提示すべきであったというべきである。

審査請求人が、審査請求時において、不服の理由の大半を費やして、系図を添付するなどしながら、審査請求人は故Pの姪であって3親等の親族に当たるものであるという点についての主張を展開し、審査請求人と故Pとの間に生計同一関係が存在したという点については、全部で4行程度の短い主張に終わっていること（ちなみに、審査請求人は、Dに却下の理由を電話で問い合わせた際に、担当者から「Sさんは他人だ。他人の養女になっているから姪ではない。戦没者弔慰金は、戦死した時に悲しい思いをした人に支払われるものだ」と言われた、とも主張している。平成29年7月18日付け反論書第5項参照）、また、審査請求人は、当審査会へ諮問がされた後になって、初めて同人がSのもとを離れてH地の故Uの下で暮らすようになった時期に関する資料を提出しようとしたことは、いずれも、本件却下通知書の記載が前述のようなものであって、本件請求を却下する理由が本件却下通知書に的確に提示されていないことに起因するものと考えるのが相当である。

このような点からすれば、本件却下通知書の記載は理由の提示として不十分というほかはなく、行政手続法8条1項ただし書の要件にも当たらない場合であるから、本件審査請求においては、審査請求人に対する手続保障の観点から、本件請求が特別弔慰金を受けるための要件を具備しているか否かの判断を行うことなく、上記の手続上の違法を理由として本件却下処分を取り消すべきである。

### 3 付言

本件における審理員意見書には、原処分の理由提示について触れるところがなく、事件記録からもこの点が検討されたことをうかがわせるところは見当たらない。しかし、本件事案のように、原処分の手続に処分の取消事由となる明らかな瑕疵が存在する場合には、できる限り早くその点の是正を図ることが要請されるから、当審査会としては、審査請求手続の初期の段階である審理手続において、このような手続上の瑕疵の有無について十分な検討が行われることが必要かつ重要であると思料する。

### 4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ

(注) VはR、S、T及びZの氏であり、YはN、P、U及びWの氏である。